

那須塩原市道路工事施行承認の手引き

令和2年11月1日

1 目的

道路は、基本的な社会資本の一つであり、社会生活を営む上で非常に重要な施設である。その道路に対して、無秩序に手を加えてしまうと社会生活に大きな支障となるため、道路法第24条の規定により、道路管理者以外の者が道路法に規定される道路の工事又は維持（以下「工事等」という。）を行う場合には、道路管理者の承認を得ることとなっている。

この手引きは、道路管理者が管理する道路の工事等の承認を得るために必要な申請手続き及び工事等の施工方法について規定することにより、安全な道路施設を確保し、公共の福祉を実現することを目的とする。

なお、道路管理者が管理する道路のうち、道路法に規定されていない道路の工事等についても、この手引きを準用するものとする。

2 施行基準

工事等については、以下に示す基準に則って計画・施工を行うものとする。

(1) 交通安全への配慮

工事等を計画する場合は、交通の安全を第一に考え、歩行者の通行及び車両の走行に支障がない計画とするよう努めなければならない。また、道路部と民地部の間での雨水の流出、水溜りや段差等が生じないように設計をしなければならない。

(2) 舗装構成の基準値

舗装構成の基準値については、「舗装の構造に関する技術基準（平成13年6月29日付国都街第48号・国道企第55号通知）」における表1-1「舗装各層に用いる材料・工法等の等値換算係数」を用いて算出するものとする。

(3) 車道及び歩道の舗装基準

車道及び歩道の舗装構成については、別表1に定める標準舗装構成又は標準舗装構成と同等の等値換算係数を有する舗装構成若しくはそれ以上の舗装構成で計画・施工を行うものとする。ただし、市が保有する資料等により車道及び歩道の舗装構成が明らかな場合は、その舗装構成、又はその舗装構成と同等の等値換算係数を有する舗装構成若しくはそれ以上の舗装構成により計画・施工を行うものとする。

(4) 乗入口の設置基準

道路からの乗入口については別表2に定める敷地利用のために必要となる最小限度の箇所数及び乗り入れ幅とするものとする。ただし、歩道が設置されていない道路からの乗入口については、交通安全を確保した上で全面乗入を認めるものとするが、事前に道路課と協議をしたうえで計画・施工を行うものとする。

なお、乗入口の設置場所については、交通安全の観点から次に掲げる部分への設置は原則認めないものとする。

- ア 交差点内
- イ 横断歩道の中及び前後 5 m以内
- ウ 総幅員 7 m以上の道路の場合、曲がり角から 5 m以内
- エ 総幅員 7 m未満の道路の場合、曲がり角から 2 m以内
- オ 隣接する乗入口から 5 m以内
- カ バス停から 10 m以内
- キ 消火栓から 5 m以内
- ク 歩道橋等昇降口から 5 m以内

上記のア～クの基準を守った上での乗入口の設置が難しい場合は、道路課と協議をしたうえで計画・施工を行うようにする。

(5) 道路側溝の設置基準

道路からの乗入口を設置する場合及び開発道路を市道に接続させる場合において、その乗入口及び接続部分に道路側溝が敷設されている場合は、別表 3 に定める基準に従って道路側溝の入替を行うこととする。

この場合において、既設側溝と新設側溝の内径断面を合わせたうえで、段差や雨水の滞留等が発生しないような計画・施工を行うこととする。

(6) その他の工事

前述した以外の工事等を行いたい場合は、その内容について道路課と協議をしたうえで計画・施工を行うこととする。

3 申請手続き

工事等を実施するためには道路管理者の承認が必要となる。工事等を行いたい者は、以下に示す手順に沿って申請手続きを行う。

(1) 道路工事施行承認申請

道路の工事等を行おうとするもの（以下「施行者」という。）は、工事開始前に道路工事施行承認申請書（様式第 1 号）を 2 部（正・副）提出し、道路管理者の承認を受けなければならない。ただし、道路法施行令第 3 条に定める軽微な維持補修に関わるものはこの限りではない。

申請書を提出する際には次に掲げる書類を添付することとする。ただし、道路管理者と協議を行い不要と判断された書類については、添付を省略することができる。

- ア 位置図
- イ 現況図
- ウ 計画図
- エ 構造図
- オ 交通規制図
- カ 工事仕様書

- キ 公図（写し）
- ク 求積表
- ケ 同意書
- コ 委任状
- サ 現況写真
- シ その他道路管理者が必要と認める書類

(2) 道路工事施行承認書

道路管理者は、施行者から提出された道路工事施行承認申請書に不備がなく、工事を行うことが妥当であると判断した場合は、道路工事施行承認書（様式第2号）を施行者に交付する。

なお、道路管理者は、提出された道路工事施行承認申請書の内容が不相当であると判断した場合は、道路工事施行不承認書（様式第3号）を交付する。

施行者は、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求を行うことができる。

(3) 道路工事施行承認着手届

施行者は、道路工事施行承認書が交付された後に工事等に取り掛かることとなるが、工事着手後速やかに道路工事施行承認着手届（様式第4号）を道路管理者に提出しなければならない。

(4) 道路工事施行承認完了届

施行者は、工事等が完了した場合は直ちに道路工事施行承認完了届（様式第5号）を提出しなければならない。道路工事施行承認完了届を提出する際には、申請内容に従って工事等が行われたことが確認できる工事前、工事中、工事後の写真、並びに使用部材の写真を添付することとする。

道路管理者は、道路工事施行承認完了届が提出された場合はその完了検査を行うものとし、検査の結果に問題があると判断した場合は、施行者に対して工事等の再施工、使用部材の交換その他必要な措置を求めることができることとする。

なお、完了検査の結果、問題がないと認められた場合は、工事等の工作物は道路管理者に引き渡すこととし、以降の維持管理は道路管理者が行うこととする。

(5) 道路工事施行承認変更申請

施行者は、道路工事施行承認書の交付後において工事等の内容に変更が生じた場合には、道路工事施行承認変更申請書（様式第6号）を2部（正・副）道路管理者に提出し承認を受けなければならない。

申請書を提出する際には次に掲げる書類を添付することとする。

- ア すでに交付されている道路工事施行承認書（写し）
- イ 工事内容が変更となる場合には、変更内容及び変更理由が確認できる書類
- ウ 工事期間が変更となる場合には、変更期間及び変更理由が確認できる書類

エ その他道路管理者が必要と認める書類

(6) 道路工事施行承認変更承認書

道路管理者は、施行者から提出された道路工事施行承認変更申請書に不備がなく、工事の変更を行うことが妥当であると判断した場合は、道路工事施行承認変更承認書（様式第7号）を施行者に交付する。

なお、道路管理者は、提出された道路工事施行承認変更申請書の内容が不相当であると判断した場合は、道路工事施行承認変更不承認書（様式第8号）を交付する。施行者は、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求を行うことができる。

(7) 道路工事施行承認中止届

施行者は、道路工事施行承認書若しくは道路工事施行承認変更承認書の交付後においてその工事等を中止しようとする場合は、速やかに道路工事施行承認中止届（様式第9号）を道路管理者に提出しなければならない。

届出を提出する際には次に掲げる書類を添付することとする。

ア すでに交付されている道路工事施行承認書若しくは道路工事施行承認変更承認書

イ 工事等を中止することが分かる書類

ウ その他道路管理者が必要と認める書類

道路管理者は、すでに道路工事施行承認着手届が提出されているにもかかわらず道路工事施行承認中止届が提出された場合は、施行者に対して、現地等を確認したうえで必要な措置を命ずることができるものとし、施行者はその命に従い、必要な措置を行わなければならないこととする。

4 その他

(1) 損害賠償

施行者は、工事等に起因して市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに原状回復を行うとともに、その損害について賠償することとする。

(2) 瑕疵担保期間

施行者は、工事完了後1年を経過しない期間において、承認工事による不具合が発生した場合は、施行者の責任においてその復旧を行うものとする。

別表 1

車道の舗装構成

舗装種別	標準舗装構成	等値換算係数
アスファルト 舗装	表層 密粒度アスコン (20) ※再生可 t = 5 c m	TA 値=19
	上層 粒度調整砕石 0 ~ 40 mm t = 15 c m	
	下層 切込砕石又は再生骨材 0 ~ 40 mm t = 35 c m	
砂利舗装	表層 切込砕石 0 ~ 40 mm t = 20 c m	TA 値=5

歩道の舗装構成

舗装種別	標準舗装構成	等値換算係数
アスファルト 舗装 (4 t 車以上の 走行無)	表層 密粒度アスコン (13) ※再生可 t = 3 c m	TA 値=12.25
	路盤 切込砕石又は再生骨材 0 ~ 40 mm t = 37 c m	
アスファルト 舗装 (4 t 車以上の 走行有)	表層 密粒度アスコン (20) ※再生可 t = 5 c m	TA 値=15
	路盤 切込砕石又は再生骨材 0 ~ 40 mm t = 40 c m	
アスファルト 舗装 (乗入以外)	表層 密粒度アスコン (13) ※再生可 t = 3 c m	TA 値=9.25
	路盤 切込砕石又は再生骨材 0 ~ 40 mm t = 10 c m	
	凍上抑制層 切込砕石又は再生骨材 0 ~ 40 mm t = 15 c m	

別表 2

	一般住宅	アパート	店舗・事務所	工場・倉庫
乗入幅	最大幅 6 m		最大幅 1 2 m	
	※歩車道ブロックの切り下げ部分は乗入幅に含まない。			
	※最大幅以上の乗入口が必要となる場合は、道路課と協議すること。			
			※6 mを超える乗入幅を必要とする場合は、乗入する車両の軌跡図を添付したうえで、必要最小限度の幅とすること。	
乗入数	宅地に面した市道等 1 路線につき、1 か所までとする。		宅地に面した市道等 1 路線につき、2 か所までとする。	
			※2 か所以上の乗入を設置したい場合は、その根拠を示す資料を添付したうえで、道路課と協議すること。	

別表 3

	一般住宅	アパート	店舗・事務所	工場・倉庫	開発道路等
側溝	横断用側溝（管渠型又は U5 型）に入替。 ただし、恒常的に 4 t 車の出入がないような場合で、側溝蓋版が基準値（t-10）をクリアしていることが明らかになれば入替は不要。	横断用側溝（管渠型又は U5 型）に入替。	横断用側溝（管渠型又は U5 型）に入替。 ただし、4t 車以上の車両の出入が想定される場合においては、乗入ブロッカー一体型の管渠側溝または U5 型側溝鉄板巻きとする。	乗入ブロッカー一体型の管渠側溝又は U5 型側溝鉄板巻きに入替。ただし、乗用車のみ乗入口については、横断用側溝（管渠型または U5 型）とする。	横断用側溝（管渠型又は U5 型側溝鉄板巻き）に入替。
蓋版	t-10 以上のグレーチング蓋（4 t 車以上の出入ある場合は t-25）若しくは t-10 以上のコンクリート蓋版。	t-25 のグレーチング蓋。			
その他	グレーチング蓋はボルト固定式のもの。 コンクリート蓋は音鳴り防止対策を施すこと。 管渠型を設置する場合は、グレーチング蓋が設置できるタイプのものを 1 か所以上設置すること。	グレーチング蓋はボルト固定式のもの。 管渠型を設置する場合は、グレーチング蓋が設置できるタイプのものを 1 か所以上設置すること。			
歩車道ブロック分離型の管渠側溝	4 t 車以上の出入が想定される乗入口の場合は、基礎コンクリート（10 cm）を設置し、乗入ブロッカー一体型の管渠側溝若しくは U5 型側溝鉄板巻きへ入替すること。 4 t 車以上の出入が想定されない乗入口の場合は、乗入ブロックへの交換対応とする。その際は、専用接着剤を使用すること。				基礎コンクリート（10 cm）を設置し、乗入ブロッカー一体型の管渠側溝、若しくは U5 型側溝鉄板巻きへ入替すること。
側溝の種類	既設の側溝を入れ替える場合の側溝の種類については、管渠型側溝は管渠型、U型側溝は U5 型を原則とする。				